

# 表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人熊本県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第4条（6）の規定に基づき、本会が行うスポーツの表彰に関して、必要な事項を定めるものとする。  
(表彰の種別)

第2条 表彰は、「スポーツ功労者」、「スポーツ優秀者」、及び「スポーツ優良団体」の3種別について毎年行う。

2 前項のほか、本会の記念事業、その他の特別表彰は、必要に応じて行う。

(表彰の決定)

第3条 前条の候補者（団体）は、本会の選考委員会で選定し、理事会の議を経て会長が決定する。

2 選考委員会は、本会の役員（常務理事等）をもって構成し、専務理事が委員長となる。

(選定の条件)

第4条 候補者（団体）の選定は、次の条件による。ただし、過年度において同種別の表彰を受けたことのない者とする。

## 1 スポーツ功労者

- (1) 本会の運営及び事業に、格別の功労があった者
- (2) 本県のスポーツ振興に、顕著な功労があった者
- (3) 本県の地域及び競技スポーツにおいて、引き続いて10年以上普及奨励のための企画又は指導に特に尽力した者で、おおむね40歳以上であること

## 2 スポーツ優秀者

- (1) 全日本選手権大会、又はこれに準ずる大会の優勝者
- (2) 国際大会入賞、又は日本記録を樹立するなど、特に技術に優れた者

## 3 スポーツ優良団体

- (1) 地域及び職域において、多くの人々にスポーツ活動の普及奨励に努め、設立後10年以上継続して活動し、その実績が年々向上していると認められる団体
- (2) 地域及び職域において、15人以上の明確な会員で構成され、設立後10年以上継続して活動し、その実績が年々向上していると認められるクラブ

4 特別表彰については、別に理事会で協議する。

(候補の推薦)

第5条 候補者（団体）の推薦は、別に定める様式によって、本会の加盟団体長が行うものとする。ただし、特別な事由があるときは、本会役員が推薦することができる。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、本会の会長が行い、当該年度の熊本県民体育祭総合開会式の席上で行う。

2 表彰に当たっては、表彰状等を贈る。

(規程の変更)

第7条 この規程の変更は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

昭和47年4月1日施行

平成11年5月19日改正

昭和51年8月8日改正

平成18年12月13日改正

昭和60年7月5日改正

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

平成元年12月5日改正

令和2年4月1日改正